

平成20年度共生のまちづくり助成事業実施要綱

第1 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は宝くじ普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源とし、この要綱に定めるところにより、すべての人がいきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型社会を実現するための地方公共団体の取組みに対して助成を行うことにより、すべての人にやさしいまちづくりをいっそう推進するとともに、宝くじの普及広報事業を行うものとする。

第2 助成対象事業者

助成対象事業者は、下記のいずれかに該当し、すべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型社会を実現するためのモデル的な事業を実施する市（区）町村とする。

- (1) 総務省の定める「地域活性化事業取扱要綱」中「少子・高齢化対策事業」による事業計画（「共生のまち推進事業取扱要領」による事業計画を含む。）に基づく事業（但し、「大学・短期大学である看護師等の養成のための施設整備」は除く。）を実施している又は実施した市（区）町村であること。
- (2) 平成11年度以降、(1)に定める事業と同様と認められる事業を地方単独事業として実施している又は実施した市（区）町村であること。

第3 助成対象事業

- 1 助成対象事業は、次の(1)～(3)すべての基準に適合するものとする。
 - (1) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。
 - (2) 第2の(1)及び(2)に掲げる事業と相まって事業効果を一層高めることが期待できる事業であること。
 - (3) すべての人にやさしいまちづくり等に資するモデル的な事業であること。
- 2 対象事業については、モデル的な事業としての性格に留意する必要があるが、例えば施設や設備の整備、ソフト事業を組み合わせた総合的な事業が考えられるが、個々の事業を参考までに例示すれば別表のとおりである。

なお、本事業は「少子・高齢化対策事業」等との相乗効果を期待するものであり、かつ共生型社会を実現するためのモデル的な事業を対象としていることにかんがみ、「少子・高齢化対策事業」の対象になりうる事業については、先に同事業の活用を検討すること。
- 3 本事業の趣旨から著しく逸脱しているもの（テレビゲーム・カラオケ機器など娯楽性の高い備品の購入や営利事業を目的とした備品等）や起債事業及び補助事業の一部に助成金を充当するものについては助成の対象としないので、十分留意すること。

第4 助成金

- 1 助成金は、1団体につき1,000万円を限度とする。ただし、施設等の整備を含まない場合には、1団体につき500万円を限度とする。
- 2 助成率は、助成の対象となる経費の100%以内とする。ただし、用地取得に要する経費は、助成の対象としない。
- 3 助成金は10万円単位とする。

第5 宝くじの普及広報

助成対象事業者は、助成の対象となった事業が、宝くじ普及広報事業費によるものであることにかんがみ、当該施設又は設備・備品若しくはイベント等ソフト事業で使用する看板・横断幕・ポスター・チラシ等に当センターで定める「表示に関する基本デザイン」(「別紙-表示に関する基本デザインについて」参照)を用いた表示を行うほか、市(区)町村の広報誌を通じて「宝くじの助成金で整備した」旨の広報に努めるものとする。

第6 助成の申請手続

- 1 市(区)町村長は、都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長(以下「理事長」という。)に助成申請書(別記様式第1号)を提出するものとする。この場合、都道府県知事は申請のあった市(区)町村のうち、本事業の趣旨にかんがみ最も事業効果が期待できる1団体を選抜の上、当該申請書に必要な意見と「共生のまちづくり助成事業調書」を付して送付するものとする。(別記様式第2号及び第2号の2)
また、申請のあった市(区)町村が第2の要件に該当していることが把握できる資料として、第2(1)に該当する市(区)町村については、第2(1)に掲げる事業計画その他関連の資料(事業申請時の資料、事業概要等)を併せて提出すること。また、第2(2)に該当する市(区)町村については、要綱第2(2)に定める地方単独事業の概要(別記様式第2号の3)を提出すること。
- 2 別記様式第2号及び第2号の2、3、4については、都道府県担当者宛に電子メールで送付するので、本件担当者が決定次第、電子メールにて送付先アドレスを連絡すること。アドレスの連絡方法及び期限については別途連絡する。

第7 助成の決定等

- 1 理事長は、送付された助成申請書の内容を審査し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
- 2 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県はこれを市(区)町村長に通知するものとする。
- 3 助成対象事業について変更が生じる場合、市(区)町村長は、その理由を付して、直ちに都道府県知事を経由して理事長に変更申請書(別記様式第4号)を提出し、その承認を受けるものとする。ただし、助成金額に不要額が生じることなく、変更が軽微な場合は、これを省略することができる。

第8 助成金の交付

- 1 市（区）町村長は、助成対象事業を完了し、助成金の交付を受けたいときは、助成事業実績報告書（別記様式第3号）を都道府県知事を経由して、理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、助成事業実績報告書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定して、市（区）町村長に交付するとともに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

（別表）

参 考 例

区 分	事 業 内 容
1.ハード事業	ユニバーサルデザインに配慮した設備整備のうち以下のようなもの <ul style="list-style-type: none"> ・移動入浴車、障害者の外出を促進するためのリフト付き車両等の整備 ・障害者・高齢者の利用に配慮した情報通信機器システム（視覚障害者用パソコン等）の整備 ・「タウンモビリティ」のための歩行補助車の整備
2.ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談の実施 ・少子化問題キャンペーン等の普及啓発 ・子育て支援情報システム等の整備 ・子育てサポーターの育成、子育てサークルの構築 ・高齢者の生きがいづくり事業 ・障害者・高齢者と子供のふれあい事業 ・ボランティア情報ネットワークの構築 ・ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する市民団体等との共同研究・開発